

令和元年度  
伊賀市職員募集要項  
【追加募集】

募集職種 主任介護支援専門員

<受験申込受付期間>

令和元年9月2日（月）から9月27日（金）まで  
※受験手続の詳細はP3、P4を確認してください。

# 令和元年度 伊賀市職員募集要項【追加募集】

## 【職種・受験資格・採用予定人数等】

職 種	受 験 資 格		採用予定 人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
主任介護支援 専門員	主任介護支援専門員研修修了者または令和 2 年 3 月末までに修了見込みの人	昭和 44 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	若干名

※採用予定人数は、欠員状況等により変更になる場合があります。

### ◆すべての職種について次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当する人
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人

なお、外国籍の人は採用後、公権力の行使又は公の意思形成への参画にたずさわる職につけません。

#### ◎ 地方公務員法第 16 条（欠格条項）

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### ◎ 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、伊賀市においては、外国籍の職員は次のような職務や職につくことはできません。

- 1 公権力の行使にあたる職務
  - (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
  - (2) 市民に対して義務や負担を一方向的に課す内容を含む職務
  - (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
  - (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

「公権力の行使」にあたる主な職務の例

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分など

- 2 公の意思の形成への参画にあたる職

伊賀市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として管理職（副参事以上）並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

**【試験日時、会場】****◆第1次試験**

内 容	日 時	会 場
課題解決力試験・適性検査	10月5日(土)	伊賀市役所

**◆第2次試験**

内 容	日 時	会 場
個別面接	11月30日(土)または12月1日(日)	伊賀市役所

**◆会場所在地**

伊賀市役所 伊賀市四十九町3184番地

第2次試験については、第1次試験合格者を対象に実施することとし、詳細は対象者にのみ通知します。(可否の結果は、受験者全員に通知します。)

**【第1次試験の内容】**

試験科目	内 容	所要時間
課題解決力試験	指定した状況設定(ケース)に対する問題点や原因、解決策から、現状把握力、課題解決力、論理的思考力等についての記述試験を行います。	約1時間
適性検査	市職員として必要な素質及び適性をみるための検査を行います。	10分

**【受験手続】****◆提出書類**

①	令和元年度伊賀市職員採用試験申込書	1通
②	返信用封筒(受験票送付用、第1次試験結果送付用) ※長型3号封筒に受験票・第1次試験結果の送付を希望する住所、受験者の氏名を明記(氏名の後には「様」を記入、送付先が異なる場合は「受験票送付用」か「第1次試験結果送付用」かが分かるようにすること。 ※受験票送付用には82円切手、第1次試験結果送付用には84円切手を貼付のこと。	2通

**◆募集要項及び申込書**

募集要項及び申込書は人事課、各支所振興課に備え付けています。

また、伊賀市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

**◆受付期間**

9月2日(月)から9月27日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとします。(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

郵送による申込みは、必ず簡易書留とし、9月27日(金)午後5時15分までの必着とします。

**◆申込先(問い合わせ先)**

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市総務部人事課 (TEL:0595-22-9605)

#### ◆注意事項

- ・郵送による申込みは、必ず「簡易書留」としてください。
- ・郵送による申込みの場合、受付期間を過ぎて到着した分は一切受付できませんので、余裕を持ってお申込みください。郵便事情等による書類到着の遅延等についても一切の責任は負いません。
- ・受験票は郵送でお届けします。10月1日（火）までに受験票が到着しないときは前頁の申込先までご連絡ください。
- ・提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できないことがあります。受付できないときは申込者に連絡しますが、これにより受付期間内に受験手続が完了せず受験できないこととなっても責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- ・受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務（臨時的任用に関する事務を含む。）以外の目的では使用しません。なお、提出された書類は一切お返しいたしません。

#### 【採用予定日】

令和2年4月1日

#### 【勤務条件（平成31年4月1日現在）】

##### ◆採用後の給与等

◇初任給（事務職の一般的な例）※地域手当を含む。

大学卒 186,121円以上、高校卒 153,058円以上

- ・前職歴等に応じて加算措置があります。
- ・諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・民間給与の動向に応じ改定される国家公務員給与等に準拠して給与改定を行うことがあります。

◇勤務時間（事務職の一般的な例）

午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）

◇休日（勤務場所により異なることがあります。）

日曜日、土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◇休暇

年次有給休暇として年間20日（採用年は15日）が付与され、残日数がある場合は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児参加休暇、忌引休暇など条例で定められた特別休暇があります。

#### 【その他】

- 1 第2次試験合格者には、職務遂行に必要な健康状態にあるか否かについての検査のため、医療機関等において検査した診断書の提出を求めます。
- 2 採用内定後でも、受験資格を満たさないことや申込書に虚偽の記載があること等が判明した場合は、採用されません。
- 3 荒天・災害時等の試験実施の有無などについては、各試験日前日の午後6時に伊賀市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）に掲載します。  
なお、受験者への個別の連絡は行いません。